

番号通知まで、
半年もありません！

全ての会社が、事前に行なければならないことって!!

どうする？
どうなる？
決定版
セミナー



制度の基礎知識から
企業実務での対応、
そして整備すべき
規程や契約書のヒナ型も
提示する
画期的な「完全」講座です

マイナンバー制度

実務対策講座

労働・社会保険手続き、給与計算実務、法定調書実務はどう変わるのか？
個人番号の流失・漏えいを防ぐために、会社はどう情報管理措置を講ずるか？

いよいよ今年10月の個人番号・法人番号の付番開始を皮切りに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称マイナンバー法）」は、来年1月から本格運用されます。

実質、我が国では初めての制度・仕組みであるだけに、社会保険手続や納税実務で活用する会社にとっては大きな戸惑いと不安があります。

今回のセミナーでは、法律は公布されたものの、よくわからない実務対応について、法律を概観した上で、厳しい罰則も設けている制度に、特に会社が講じなければならない、必要な安全管理措置、番号の利用範囲、本人確認措置等の重要規定について解説します。

なお、本講座では、契約書や規程のヒナ型を提示するなど実務に即した内容で構成しており、マイナンバー情報管理責任者である経営者はもちろん、実務で社員等の個人番号を使って事務処理する担当者には必聴の講座となっています。

実施要項

日 時 ●平成27年7月6日（月）午後1時30分～4時30分

会 場 ●プラザイン水沢

申込み多数により、変更させて頂きました。

受講料 ●会員 無料 一般2,000円

講 師 ●特定社会保険労務士・小島経営労務事務所所長 小島 信一 氏

申 込 ●6月30日までFAXにてお申込下さい。

定員
200名

（公社）胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢区東町4

TEL 0197-24-3141

Fax. 24-3148

-----（キリトリ線）-----

「マイナンバー制度実務対策講座」申込書

会社名		電 話	
住 所		F A X	
参加者		参加者	